

STOP ! 研究費不正

本学と雇用関係にある学生の皆様へ (TA、SA、RA、アルバイト、チューター等)

公的研究費等の原資の大部分は国民からの貴重な税金であり、社会の信頼と負託によって支えられている公的研究費等を不正に使用することは、その信頼等を大きく損なうものです。

岡山大学は公的研究費等の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいますので、以下の不正使用が起こらないよう、給与等に関連する処理は適切に行うようお願いします。

事例 ① カラ給与

架空又は実際より多く偽った勤務時間報告により、(事実と異なる書類を提出)給与を支給させること。

事例 ② 給与の戻し

研究室に所属している大学院生等に対して、実態の伴わない給与を支給し、それを研究室の運営等に必要な経費に充当するため還流させること。

事例 ③ 虚偽の報告

実態と異なる勤務時間の報告や本来の目的以外の業務を行う等して虚偽の書類を提出し、給与を支給させること。

上記の不正使用を行った教職員は厳しい処分等を受けることになります。

◆ 研究費の不正使用に係る相談窓口

本学教職員から虚偽の書類の作成等、不正使用と思われる強要等があった場合は、「所属する部局事務部」または「本部人事課」にご相談下さい。

※ 通報したことを理由とする就学上の不利益を被ることは決してありません。

総務部 人事課 労務担当

TEL:086-251-7029 FAX:086-251-7033
E-mail:abg7029@adm.okayama-u.ac.jp

